

「潟上市自治基本条例（素案）」についての パブリックコメント実施結果について

1. 募集期間 平成24年2月1日（水）～平成24年2月14日（火）
2. 意見提出件数 33件
3. 意見提出者数 6人 （提出方法：持参2人・FAX2人・メール2人）
4. 条別意見件数

No	項目	件数	No	項目	件数
0	前文	7	18	審議会等	1
1	目的	1	19	危機管理	1
2	定義		20	情報公開	3
3	市民参画の原則		21	個人情報保護	
4	情報共有の原則		22	意見・要望等への対応	
5	対等及び協働の原則		23	男女共同参画	
6	財政自治の原則		24	財政運営	
7	市民の権利	1	25	行政評価	
8	満20歳未満の市民の権利		26	外部監査	1
9	市民の責務	1	27	国及び県との関係	2
10	コミュニティ活動		28	住民投票	1
11	コミュニティ活動への支援		29	最高規範性	1
12	議会の責務	1	30	条例の見直し	
13	議員の責務	1		その他	2
14	市長の責務	2		全般	6
15	市長以外の市の執行機関の責務				
16	職員の責務				
17	市の組織	1		合計	33

（担当）潟上市役所
総務部企画政策課

「潟上市自治基本条例（素案）」に対するパブリックコメント（意見募集）への回答について

No	条	項目	ご意見（要旨）	回 答（策定委員会の考え方）
1	0	前文	冗長である。住民性・地域性・環境性を基調とした表現と未来志向にして、詳しくは逐条解説で趣意、理念を記述してはどうか。	前文は各条文の解釈指針であり、表現の自由度が高いことなどが特徴で、本条例制定の決意表明の場としてふさわしいものと考えております。ご提案のような流れで本市の「これまで」と「これから」を親しみやすさも込めて表現したものであり、他市の条例（前文）と比較しても決して冗長とは考えておりません。
2	0	前文	石川理紀之助という個人名は用いず、「寝ていて人を起こすこと勿れ」の趣意に基づき文言を作成しては。	「寝ていて～」の趣意（率先垂範）だけでは、その背景（真意）が伝わらないと考えます。石川翁は郷土を代表する偉人と捉えており、その名が与えるインパクトは大きいものです。
3	0	前文	市民憲章「心を開き共に築こう夢広がるわがふるさと潟上」の理念を表現すべき。	本条例では市民憲章の中身に立ち入ることはしません。具体的には逐条解説の中で触れたいと考えております。
4	0	前文	自治の基本である「自主・自立」にかかわる表現・規定が欠落している。行政の立ち位置が優先の記述である。	第2段落から第3段落にかけてはまさにご指摘の内容を盛り込んでおります。また、特に前文は市民目線の表現としております。
5	0	前文	（第2段落最後）潟上市を築いていかなければなりません。 → いくことを決意しました。	参画と協働がなぜ重要であるのかを述べる第2段落に「決意」という表現が適切とは考えられません。
6	0	前文	（第3段落最初）そのためには、 → わたしたちは、	第3段落の冒頭部にも「わたしたちは…」と表現することは、第2段落と第3段落の関係が不明確となりかねないため、原案のままとします。

7	0	前文	(第3段落最後) 行くことが重要です。 → を確認しました。	(No6と同様です。)
8	1	目的	第1項に次の文を入れて、市政が市民の福利を最優先で行うべきことを強調し、素案にある文章は第2項として__部分を挿入する。 ↓ 第1条 市政は市民の信託によるものであり、その運営による福利は市民が享受すべきものとします。 2 この条例は、 <u>前項の確保のため</u> 、 <u>潟上市における</u> ～	目的規定は前文を受け、この条例は何を定めているのかを簡潔に示したものです。そのため、目的を2つの項に分けて規定する事は適切とは言えません。提案の趣旨も分からないでもありませんが、市民の福利が最優先ということは市民の権利や市長等の責務、国及び県との関係などで確保されているものと考えます。
9	7	市民の権利	「行政サービス」という文言、行為は目線位置が問題と思う。	この条文は、上位法(地方自治法)に倣った形です。住民の権利として「役務の提供を受ける権利」とありますが、本条例では分かりやすさも追求している事から、「役務の提供」を「行政サービス」という文言に置き換えたものです。
10	9	市民の責務	第4項で「分任する」を「分担する」に変更。 ※「分任は」権利・権限の一部を分ける意味合いが強い。「分担」は全体の一部を担当、負担するという意味合いが強いので。	この規定は義務を課すという意味から上位法(地方自治法)に倣ったものです。 (※地方自治法第10条第2項) 「～その負担を分任する義務を負う」 なお、「分任」とは分けて負担に応ずるの意となります。(自治法逐条解説より)

No	条	項目	ご意見（要旨）	回答（策定委員会の考え方）
11	12	議会の責務	「常に議会改革に努める」の「常に」と「議会改革」の間に「社会経済情勢変化に機能的に対応できるよう」を挿入。 ※何のための議会改革か分からないため。	「常に」という文言にご提案の趣旨は包含されているものと考えます。
12	13	議員の責務	「議員は市民の請求により政務調査費等の使途の情報公開を原則行わなければならない。」を追加する。	情報公開については第20条第1項で原則公開と規定しています。これは議会を含む市の機関全体に向けられた方針であります。
13	14	市長の責務	市長を市の執行機関と位置付けていますが、市長は自然人である。私人の立場と市長という公人の立場がありますが、条例の中でどのような位置付けか。	市長を市の執行機関と位置付けているのは地方自治法に則ったものです。この条例で「市長」という場合、私人の立場を云々するものではなく、専ら公人の立場を念頭に置いています。 ※例えば「職員」も同じ考えです。
14	14	市長の責務	「市長は各委員会（議会の常任委員会等）によって決定された事案に対し、むやみに訂正、改訂を行わず、異論がある場合には再度委員会に諮るよう努めます。」と追加する。	常任委員会等での決定事項は重いものであります。ご意見にあるようにむやみな扱いはこれまでもしておりませんし、適切な手続きを踏んでいるものと考えております。
15	17	市の組織	1項中、「簡素で効率的であり」を「簡素で効率的な」に文言を変えて「分かりやすい」と「組織の再編に」の間に文章を挿入する。 ※修正後→「分かりやすい簡素で効率的な組織の再編に努めます」 この方が流れが良い。	市の組織は分かりやすいものであることは当然ですが、重要性から見た時、分かりやすい以上に効率的である事が大切（重要）であるとの認識で規定したものであることをご理解願います。
16	18	審議会等	1人1役とすべき。学歴などにとらわれず幅広く登用すべき。新風となる人も加えるべき。	審議会等の委員の選任にあたっては公募委員を加えるよう努めるとともに、男女比、年齢、居住地域や同一人による他の審議委員の兼務状況等を考慮し、幅広い人材を登用することに努めることを規定したもので、ご提案のご趣旨のとおりであります。

17	19	危機管理	<p>防災計画にある体制の整備と市民サイドの自主防災組織を規定していますが、その訓練や教育についてはどう認識しているか。</p>	<p>この条例はまちづくりの原則や基本的な考え方を示す条例です。具体的な行動等は分野ごとの条例・規則等や計画によって定める事になります。</p>
18	20	情報公開	<p>市民サイドから見た「知る権利」という積極的な規定がないがどうか。</p>	<p>「知る権利」は学説上は別として、最高裁でも未だに「人権」として認知されておりません。キャッチフレーズ的な文言として使用するのならばまだしもですが、法規範としての条例で使用するのとは避けました。</p> <p>※相当する文言として第7条第2項で「情報の公開を請求する権利」としております。</p>
19	20	情報公開	<p>議会の情報公開も当然ながら、合議機関である議会は、合意に至る協議にかかわる議事録も文書として公開文書に該当すると思うので、この点をどう考えているか。</p> <p>また、議会の文書管理として公開体制は十分か、どのような検討をされたか。</p>	<p>潟上市情報公開条例により、議会に関する情報についても原則公開であります。自治基本条例でも第20条第1項で「市の機関」としており、それには議会も含まれていません。</p>

No	条	項目	ご意見（要旨）	回 答（策定委員会の考え方）
20	20	情報公開	市民以外の者に対する情報公開は、情報公開条例と自治基本条例の整合性ということからどう考えるか。	現在の潟上市情報公開条例に定める「開示請求可能者」と自治基本条例に定める「市民」の範囲は異なります。自治基本条例では「まちづくりのルール」や「原則」を定めるものであり、その観点から定義付けをしていますが、実際の市政運営の場面においては様々な制度がからみ、条例や規則等が関連してきます。そういった制度運用の中でより具体的な権利や責務の対象となる範囲を広げたり、狭めたりすることもあり得ますので、必ず一致するという訳ではありませんし、しなければならぬものでもありません。
21	26	外部監査	「外部監査人」による監査ではなく、「会計監査法人」によるとすべき。	外部監査契約を締結できる者は、地方自治法に定めがあります。 （弁護士・税理士・公認会計士等） ここでは公認会計士の集団である監査法人による監査に限定せず、広い意味で外部監査人と表現したものであります。
22	27	国及び県との関係	自主的に法令解釈及び運用を行うとあるが、自主的ではなく、法令に関わる部分に関しては国及び県との調整をしっかりと行い、円滑な運用に努めた方が良いのではないか。	ご提案の趣旨はごもっともではありますが、地方分権一括法による地方自治法の改正により、地方公共団体に関する法令規定の在り方、解釈・運用の在り方、自治事務に関する国の配慮義務が明らかにされました。さらに地方自治法では執行機関は条例等のほか、法令に基づく事務についても、自らの判断と責任において、誠実に管理及び執行する義務を負うと規定されており、これらをもって自主解释权というものが存在します。よって、法の規定を逸

				脱して勝手な法令解釈を行うものではないということをご理解頂きたいと思います。
23	27	国及び県との関係	<p>「関係にあり」と「自主的に」の間に「関係法令と調整を図り」を挿入する。</p> <p>※修正後→「～関係にあり、関係法令と整合を図り自主的に～」</p> <p>(自主的のみであれば、市が都合の良いように解釈するおそれがあるため)</p>	(No22 と同様です。)
24	28	住民投票	<p>第3項で、選挙権を有する者に満20歳未満及び外国人を加える事が出来るが、政治に関わる部分について、満20歳未満の者に判断力があるとは思えない。また、外国人に小さいながら参政権を与えることは反対である。</p>	<p>市政にかかわる重要事項について、個別に条例を定めて住民投票を実施するという規定です。投票に付す事項は政治全般というイメージではなく、個別の事項の賛否を問う性格です。従って、案件によっては将来を担う若年層(満20歳未満)のほか外国人の意見を聴くこともあり得るということを決めたものです。外国人も必ず加えるのではなく、事案に応じてその都度判断することになります。</p> <p>なお、2002年に合併先を選択する旧岩城町の住民投票では18歳以上の未成年者と永住外国人に投票資格を認めた例があります。</p>

No	条	項目	ご意見（要旨）	回 答（策定委員会の考え方）
25	29	最高規範性	最高規範性の規定は理解できなくもないが、市の条例であることに上下はない。このことの意義付けを市行政において、条例施行の際最高規範性というのをどう具現化するのか。	本市の他条例との法的な上下関係はありませんが、まちづくりの基本原則を自治基本条例に盛り込むことにより、自治の確立と心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指し、市政運営の基本方針として最高規範性を持つものと考えます。 また、自治基本条例の趣旨を尊重しながら自治の基本原則をより具現化する条例等や制度を施行までの期間に整備します。
26	－	その他	先行自治体での条例制定後10年以上が経過し、数次にわたり改訂されている。分権改革の議論の中で、「地方主権」ということが、法律用語にならなかった経緯があったと聞いている。それは「主権」は市民にあるという理由である。先進自治体では主権者市民を上位とし、「協働」は憲法に規定する「主権は国民に存する事を宣言し」に抵触し、ふさわしくないという立場に立ってのことと理解しています。その点をどう整理されたか。	主権在民ということはそのとおりであります。市民は全ての権利を市に渡してしまった訳ではありません。市民は行政の内容を知ることや、事業を評価して検証する権利などを留保しています。潟上市は市民の皆さんのものであり、市主導ではいけないということです。 市政の内容をよく知り、考える。そして対話の中から自らの手で、暮らしやすいまちづくりを行う。そういった考えで市とともに協力し合いながら潟上市を創っていかうとする意味での協働と捉えており、主権在民という考えに立った協働と考えております。
27	－	その他	施行後の改正手続きについて、もっと具体的に明記すべきである。	通常の条例改正と同じく、議会の議決を経て改正するものでありますので、あえて改正規定は規定しておりません。

28	—	全般	親しみやすく、分かりやすいという趣旨の「です・ます調」とした文体は賛成。しかし、法令には「ならない」という義務・強行規定があるが、調整課題はないか。	「です・ます調」でも義務付けの表現はあります。（「～しなければなりません」）語感からのイメージもあろうかと思いますが、しなければなりませんといえは文字どおり義務付けとなります。 逐条解説などで表現方法については解説したいと考えております。
29	—	全般	コミュニティ（第4章）や男女共同参画（第23条）は各種の行政課題の中から条例に規定した理由は何か。	潟上市では自治会をはじめとした「コミュニティ」活動が盛んであり、また、今後のまちづくりにおいても益々その重要性は高まること、また、「男女共同参画」については県内第1号の宣言都市となるなど合併後の重要施策として推進して参りました。 まちづくりの基本原則、考え方としてこういった本市の特長を盛り込むことを委員会で考えたものです。
30	—	全般	策定委員会、池村教授、100人委員会での策定過程における協議、検討内容について（思い、考え等々）逐条毎に制定の背景、理念、趣意としてまとめて頂きたい。	議決までの協議内容を踏まえ、施行までに逐条解説を作成し、公表致します。
31	—	全般	自治基本条例は市長（首長）の政治姿勢でもあります。首長が交代しても潟上市という自治体は、本条例によって市民との約束として担保されたものとも思う。4年毎の改正規定はそのような意味を持つものであります。ニセコ町の条例のように首長の宣誓義務を規定するというのも重要な事です。	ご提案のとおりであります。宣誓義務までを強いることは考えておりません。市長の責務（第14条第1項）に包含されていると考えます。

No	条	項目	ご意見（要旨）	回 答（策定委員会の考え方）
32	－	全般	<p>自治基本条例策定にあたり、素案まで検討を重ねられた各委員会の皆様に敬意を表します。私は戦後生まれの「団塊の世代」と言われる年代です。日本国憲法が唱えている、「・・・崇高な理想と目的を達成する」ために頑張ってきました。</p> <p>地方自治の運営については、憲法第92条により、地方自治法が施行され、「国民の福利実現のため」行われていると確信しておりますが、近年、国政失政の目をそらそうと、地方分権の声が高まっているように感じています。</p> <p>まちづくりは、主権者である市民が努力することは勿論ですが、「市民から信託された、市の機関及び市職員」が、市民の福利の確保のために、不断の努力で市政を行ってきたのか・・・？が問われているのだと思います。</p> <p>自治基本条例が策定されれば、解決するものではないような気がします。私は、市政の実施機関が「市民に寄り添った、さらなる努力（スキルアップ）こそが、カギと考えています・・・！！</p>	ご意見として承ります。
33	－	全般	<p>自治基本条例は市民の総意でなければならぬと思っております。</p> <p>今回のパブリックコメント後、最終素案をまとめることとなっておりますが、市民への報告をホームページのみでは不十分と思っておりますし、市民として納得できません。</p> <p>市民は、この条例によって、新たに行動の責務を負わされることとなります。</p> <p>市民全体へ、できれば町内会単位、少なくともコミュニティ単位での、顔の見える説明会が必要と考えます。</p>	<p>この条例の議決後は約半年かけて市民への周知を図って参ります。その後に条例を施行する計画です。市広報の活用や自治会長等への説明など、十分に市民へ浸透させることが出来るよう努めて参ります。</p>